外部評価の実施回数の緩和に関するチェック表**（記入例）**

神奈川県における指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等が実施する外部評価の実施回数の取扱いについて

1. 市町村は、次の各号に規定する要件を全て満たす場合には、２の規定に関わらず、当該事業者の外部評価の実施回数を２年に１回とすることができる。
   1. 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前５年間において継続して外部評価を実施していること。
   2. 実施回数の緩和の提供を受ける年度の前年度において実施した外部評価の「県外部評価機関選定要綱」に規定された「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出していること。
   3. 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において、運営推進会議を６回以上開催していること。
   4. ③の運営推進会議において、構成員に市町村の職員又は地域包括支援センターの職員（以下「市町村職員等」という。）が含まれており、かつ実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において開催された運営推進会議に市町村職員等が１回以上出席していること。
   5. 「県外部評価機関選定要綱」に規定された「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の２、３、４、６の実施状況（外部評価）が適切であること。
2. （１）の規定の適用をうけた事業者の外部評価を実施しなかった年度については、（１）①の「前５年間継続して実施していること」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなす。

**■　事業所名**

**グループホーム〇〇〇〇**

**（介護予防）認知症対応型共同生活介護**

* **申請者**

**株式会社〇〇〇〇〇〇**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 前５年間における外部評価実施の有無 | | | | | | |
| 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|  | 有 | 有 | | 有 | 有 | 有 |
| 実施回数緩和を受ける年度の前年度において実施した外部評価の市町村報告の有無 | | | | | | |
| 自己評価及び外部評価結果 | | | 有 | | | |
| 目標達成計画 | | | 有 | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において、運営推進会議を６回以上開催しているか。また、構成員に市町村の職員又は地域包括支援センターの職員（以下「市町村職員等」という。）が含まれており、かつ実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において開催された運営推進会議に市町村職員等が１回以上出席しているか。 | | | | | |
| １回目 | ２回目 | ３回目 | ４回目 | ５回目 | ６回目 |
| 令和４年  ５月〇〇日  包括職員出席 | 令和４年  ７月〇〇日  コロナ感染拡大防止のため書面開催 | 令和４年  ９月〇〇日  包括職員出席 | 令和４年  11月〇〇日  包括職員出席 | 令和５年  １月〇〇日  コロナクラスター発生のため書面開催 | 令和５年  ３月〇〇日  包括職員出席 |

※新型コロナウイルス対策のため開催を２回中止しているが、厚生労働省Ｑ＆Ａ「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」③－10により、緩和要件を満たしているものと考える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 前年度の外部評価項目の２、３、４、６の実施状況（外部評価）が適切であるか。 | | | |
| 項目２ | 項目３ | 項目４ | 項目６ |
| 適 | 適 | 適 | 適 |